

EU第8次会社法指令の概要

1. 監査人、監査事務所の要件

- (1) 法定監査人となるには、原則として、少なくとも以下の教育、実務経験の要件を満たさなければならない。
教育要件:大学の専門課程を履修し、会計・監査等の専門能力の試験に合格。
実務要件:3年間の実務経験。
- (2) 監査事務所の議決権の過半は、上記要件を満たす監査人により保有されなければならない。
- (3) 監査事務所の経営陣の過半～最大75%が上記要件を満たした監査人でなければならない。

2. 監査事務所等の登録

- (1) 監査事務所等がEU域内において、上場会社等の監査を含む法定監査を実施する場合、登録が必要。
- (2) 第三国(EU域外)の監査事務所等も、EU域内の上場会社の監査をする場合、EU加盟国において登録することが必要。

3. 監査事務所等の独立性確保

- (1) 監査事務所等は、独立性に影響を与える事象に対して適切な措置を講ずることにより、独立性を確保しなければならない。
- (2) 主要な監査責任者は、最長7年(インターバル2年)で交代しなければならない。

4. 監査基準、監査報告

- (1) 監査事務所等は、法定監査において、EUにより承認された国際監査基準に基づき監査を実施しなければならない。
- (2) 監査事務所によって監査が実施される場合、監査報告書は、最低限、監査事務所を代表して監査を実施する法定監査人により署名されなければならない。

5. 連結財務諸表監査の実施

- (1) 企業グループの監査人は、連結財務諸表の監査報告書において他者への責

任の分割が認められておらず、全ての責任を負わなければならない。

- (2) 連結財務諸表の一部が第三国の監査人により監査されている場合、企業グループの監査人は、第三国の監査人による監査証拠を入手できるようにしなければならない。

6. 監査事務所等に対する監督のあり方、監査事務所等の責任

- (1) 監査事務所等は、独立した機関による品質保証レビューを受けなければならない。
- (2) 独立した機関による品質保証レビューの範囲は、監査基準、倫理規則への準拠性、監査事務所の品質管理システム等の評価が含まれる。
- (3) 公益事業体を監査する監査事務所等に対する品質保証レビューは最低3年に1回、それ以外に対する品質保証レビューは最低6年に1回実施されなければならない。

(注) 公益事業体には、上場会社、銀行、保険会社、大規模会社等が含まれる。

- (4) EU加盟国は、指令の規定に従わない法定監査に対して、有効、相応で抑止効果のある制裁を規定する。制裁は、承認撤回の可能性を含む。
- (5) 監査人の責任については特に定められておらず、当面、各国に委ねられている。2006年末までに欧州委員会が報告書を取り纏め、欧州議会に提出予定。

7. 監査事務所等による開示

- 公益事業体を監査する監査事務所等は、事業年度終了後3ヶ月以内に、組織形態、所有割合、ネットワーク形態、ガバナンス構造、内部の品質管理システム、売上高の内訳などを記載した年次報告書を公開しなければならない。

8. 監査委員会の設置

- (1) 公益事業体は、原則として、株主総会により指名された独立のメンバーから構成される監査委員会を設置しなければならない。
- (2) 監査委員会のメンバーには経営陣からの独立性が要求されており、少なくとも一人は会計・監査の専門家でなければならない。
- (3) 公益事業体の監査をする場合、監査事務所等は、毎年、同事業体の監査委員会に対して、被監査事業体からの独立性及び被監査会社に提供された追加業務等を知らせなければならない。
- (4) 監査事務所等は、財務諸表監査で発見された財務報告プロセスに係る内部統制上の重要な欠陥等の主要な事項を監査委員会に報告しなければならない。

9. 監査契約、監査報酬の決定方法等

- (1) 監査事務所等は、原則、被監査会社の株主総会により選任されなければならない。
- (2) 公益事業体の経営陣による監査事務所等の選任に関する提案は、監査委員会による提案に基づくものでなければならない。
- (3) 監査事務所等は合理的な理由によらずに解任できない。監査事務所等は任期中に辞任した場合又は解任された場合、当局又は監督機関にその旨及び理由を知らせなければならない。
- (4) 監査報酬は、被監査会社への追加的業務提供によって左右されてはならず、成功報酬に基づいてはならない。

10. 第三国の監査制度に関する同等性評価等

- (1) EU上場会社を監査する第三国の監査事務所等に、原則として、EU各国で登録し、その公的監視、品質保証、調査及び懲罰のシステムに服することを求める。その場合、監査事務所等による監査がEU指令で求める基準と「同等」の基準に従って行われること等が前提とされる。
- (2) 加えて、第三国の監査事務所等による監査がEU指令で求めるものと「同等」な品質保証システムに服しているか否か等が評価され、「同等」と判断された場合、EU各国の独立した機関による品質保証レビュー等が免除される。
- (3) EU加盟国の当局は、第三国の当局との間で相互主義に基づく取決めがあること等を条件として、第三国の当局に監査調書を送ることができる。

以 上